

質問への回答

事業名：令和9年度いちき串木野市放課後児童健全育成事業 業務委託

※質問は原文のまま掲載しています。

掲載順序：受付順

質問項目	質問内容	回答
利用人数	来年度の利用見込み人数は、何名程度をそうていされていますでしょうか。新1年生の入学予定人数についても、併せてお伺いします。	令和8年8月現在、登録児童数24名、週登録換算数14名。 令和9年度における新1年生の人数は8人見込みとなっています。
施設	現在の公民館を継続して利用したとき、エアコンや畳等の経年劣化が見られる場合、放課後児童クラブ環境改善事業を活用して、修繕・整備等を行うことは可能でしょうか。	可能。ただし、修繕・整備等を行うにあたり、生野公民館との協議は必要となります。 詳細は放課後児童健全育成事業実施要綱（以下、「実施要綱」という）の別添2「放課後子ども環境整備事業」3（2）①を参照ください。
運営費	生福児童クラブの令和8年度委託運営費の内訳について、どのような算定基準により積算されているか、お伺いします。	令和8年度当初委託運営費5,517,400円。 令和8年度の開所日数や放課後児童指導員等の配置人数、児童の数などの実績に応じて運営費の金額に変動が生じる可能性があります。 実施要綱の別添1「放課後児童健全育成事業」、別添8「小規模放課後児童クラブ支援事業」および別添13「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」を活用しています。
登録児童送迎	生福小学校以外の、いちき串木野市内の他小学校に在籍する児童（障害児の児童含む）について、送迎を行った上での受け入れは可能でしょうか。	可能。保護者等の送迎による受入れも可能。 令和9年度いちき串木野市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書の4.（4）対象児童を参照ください。
閉館	今後、利用児童数の減少等により運営が困難となった場合、閉館を検討する目安となる利用児童数は何名程度でしょうか。	週登録換算数10名を目安とします。 ただし、地域の放課後児童健全育成の継続を最優先し、収支状況や代替施設等を含め検討します。

質問項目	質問内容	回答
施設基準	保育園の既存園舎の一部を放課後児童クラブの専用スペースとして使用することは可能でしょうか。	可能。 ただし、保育園においては児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を順守することを前提とし、次の項目について留意することとします。 ・保育園の既存園舎の一部を放課後児童健全育成事業の専用区画等とするときは、いちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条を満たすこと。 ・児童福祉法施行規則第37条第6項に基づき、建物その他設備の規模及び構造並びにその図面を変更しようとするときは、鹿児島県知事にあらかじめ届け出なければならない点に留意すること。 ・いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則第4条に基づき、特定教育・保育施設の確認の変更を受けようとするときは、所定の申請書等を市長に提出しなければならない点に留意すること。 ・補助事業等で取得した財産等の用途を変更するときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適正に手続きを行うこと。
整備費	現在の実施施設（公民館）を活用する場合、補助金の対象になりますでしょうか。	対象となります。ただし、修繕・整備等を行うにあたり、生野公民館との協議は必要となります。 詳細は実施要綱の別添2「放課後子ども環境整備事業」3（2）①を参照ください。